



(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 42 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（いわな、やまめ、こいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 承認を受けた遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第 3 条 この漁場区域内において、手釣、竿釣以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表に左欄掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
いわな やまめ こ い	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域間においては、右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
作田川と和田川の合流点から 七戸川柏葉橋	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで



(全長制限)

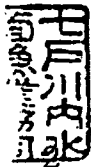
第6条 次の表に左欄に掲げる水産動物はそれぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	大 き さ
こい	全長20cm
いわな、やまめ	全長15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学児童は無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは100円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料	
いわな、やまめ、 こい	手釣 竿釣	一日	200円
		一年	2,000円



遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 七戸川内水面漁業協同組合事務所 (七戸町字前川原9番地)
- (2) 一戸釣具店 (七戸町字影津内110番地)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁業区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所によるものとする。
15
青森県十和田市東四丁目1番3号
青森県内水面漁業協同組合連合会

3 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第1項に
(遊漁に際し守るべき事項) 規定する遊漁料を徴収する。

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適正な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は川底を攪拌してはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

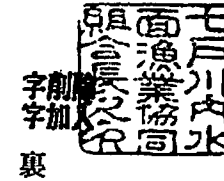
(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。



様式第1号

遊漁承認証表

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者

(住所) 青森県

(氏名)

(年齢)

承認期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

漁魚種 いwana、やまめ、こい

漁具漁法 手釣、竿釣

遊漁区域 七戸川本流のうち次のア、イ、ウ、エ及びオの区域

ア、七戸川と坪川との交流点から上流の七戸川本流

イ、七戸川支流の作田川のうち、七戸深山国有林 1516 林班い2 小班澗上沢と澗上沢林道との交差する端まで

ウ、七戸川支流の和田川のうち、七戸深山国有林 1509 林班と1 小班北股沢と南股沢との分岐点まで

エ、七戸川支流のうち、上北郡七戸町字道地70番地2号に設置した標識まで

オ、七戸川支流の大林川及び大林川の北川目(上北郡七戸町字唐松96番地3号に設置した標柱まで)並びに大林川の南川目(上北郡七戸町字野左掛90番地3号に設置した標柱まで)

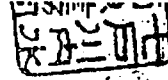
遊漁料 円

発行者 七戸川内水面漁業協同組合 印

注意事項

1. 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者に迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、川底を攪拌してはならない。
5. ブラックバス及びブルーギルが捕獲された場合は再放流してはならない。
6. 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に漁業の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻はしないものとする。
7. 遊漁期間 4月1日から9月30日まで
8. 全長制限
次の魚種については、全長以下のものを捕獲してはならない。
いwana、やまめ 全長 15cm
こい 全長 20cm

~~様式第2号~~



~~第9条第3項に規定する共通遊漁承認証~~

~~平成 年度 県内共通遊漁承認証 No.~~

遊漁者	住 所
	氏 名
	年 齢
	有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	漁 種 遊 漁 料 交付年月日



漁場監視員証

表

裏

NO. _____

漁場監視員証

下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。

氏 名 _____ [年齢 _____ 才]

住 所 _____ 青森県上北郡 _____

有効期間 自 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 至 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

発行者 _____ 七戸川内水面漁業協同組合 _____ 印

注 意 事 項

1. 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(鱒科のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業協同組合規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川漁沼(十和田湖、大森子川、岩崎湖、黒瀬川、上流三戸漁協管内及び平川(平川)内水面漁協管内を除く。また、県内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。